

中央区小規模給水施設の衛生管理指導要綱

昭和 59 年 6 月 29 日
59 中環管発第 244 号

(目 的)

第 1 条 この要綱は、中央区における小規模給水施設の衛生管理に必要な事項及び汚染事故発生時の措置を定めることにより清浄な飲料水を確保し、もって公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(基本方針)

第 2 条 小規模給水施設の衛生管理は、管理者が自ら責任を持って行うべきものであり、保健所長は、この要綱の目的を達成するため、小規模給水施設の衛生管理について、管理者に対し指導を行うものとする。

(定 義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- 一 小規模給水施設（以下「給水施設」という。） 貯水槽を有する水道の施設のうち、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）又は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和 45 年法律第 20 号）の適用を受けないものをいう。
- 二 管理者 給水施設の所有権を有するもの又は管理権原を有するものをいう。
- 三 貯水槽 受水槽、副受水槽、高置水槽、圧力水槽をいう。

(管理者、保健所長及び保健衛生担当部長の責務)

第 4 条 管理者は、給水施設の衛生管理を自主的に行うとともに、この要綱に基づいて行われる保健所長の指導に協力するものとする。

- 2 保健所長は、この要綱の適正な運用に努めなければならない。
- 3 保健衛生担当部長は、保健所長がこの要綱に基づいて実施する業務を円滑に遂行できるよう必要な措置を講じなければならない。

(平常時の措置)

第 5 条 管理者は、給水施設について、次に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- 一 給水施設を設置し、変更し、又は廃止したときは、速やかにその旨を保健所長に届け出ること。
 - 二 貯水槽の周囲を常は清潔に保つこと。
 - 三 給水施設の損傷等の有無及び状況について、定期に点検を行うこと。
 - 四 末端給水栓における水の色、濁り、におい及び味等の異常の有無についての検査並びに残留塩素の測定を定期に行うこと。
 - 五 必要に応じて水道法に定める水質検査を行うこと。
 - 六 貯水槽の清掃を一年以内ごとに 1 回以上定期的に行うこと。
 - 七 給水施設を清浄な飲料水を供給するのに支障ない適切な構造設備とすること。
- 2 保健所長は、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 給水施設の衛生管理の向上を図るために計画的に現場調査を行うこと。
 - 二 管理者に対して第 5 条第 1 項に規定するもののほか、衛生上必要な指導を行うこと。
 - 三 小規模給水施設台帳を作成し、これを整理し保管すること。
 - 四 給水施設の衛生管理に関する住民等の相談に応じるとともに、正しい知識の普及を図ること。

(汚染事故発生時における措置)

第6条 管理者は、給水施設に汚染事故（以下「事故」という。）が発生し、飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、直ちに保健所長に通報するとともに、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 給水を直ちに停止又は使用制限等の措置をとるとともに、当該給水施設の利用者に事故の発生を周知すること。
- 二 速やかに汚染の原因を除き、当該給水施設の復旧を図ること。
- 三 給水停止又は使用制限等の措置を講じたときは、代替水を確保すること。
- 四 事故復旧後、水質検査を行い飲料水の安全を確認したのち給水を開始すること。

2 保健所長は、給水施設に事故が発生し飲料水が汚染されたとき、又はそのおそれがあるときは、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 情報収集及び関係機関への連絡

ア 事故の内容を的確に把握すること。

イ 必要に応じて東京都水道局に連絡し、衛生措置に関する調査、指導に協力するとともに代替水の確保が円滑に行えるようにすること。

ウ 重大な事故であると判断されるときは、速やかに保健衛生担当部長に連絡し協議すること。

二 汚染調査及び水質検査

ア 汚染調査

管理者（管理者が不在のときは、その関係者とする。）の立ち会いのもと、現場において検査を行い汚染の原因及び経路を調査すること。

イ 水質検査

汚染調査の結果、必要があると認めたときは、水質検査を行うこと。

三 管理者に対する指導

汚染調査又は水質検査の結果、必要があると認めたときは、管理者に対し第6条第1項に定める措置を講じるよう指導すること。

(補 則)

第7条 この要綱の実施に係る細目は、保健衛生担当部長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日9中環管第2306号）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年4月1日11中総総第1201号）

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の要綱等（以下「改正前の要綱等」という。）の規定による登録証、利用券、許可書その他これらに類するもので、現に効力を有するものは、この要綱による改正後の要綱等の規定によるものとみなす。

3 この要綱の施行の際、改正前の要綱等の規定により作成した様式で、現に残存するものは、なお、使用することができる。

附 則（平成13年4月1日13中衛管第47号）

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月31日17中衛管第738号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。